

議案第

1.14 號

三朝町表彰條例制定に於て
三朝町表彰條例を次のように定める

昭和二十九年十月三十一日提出

三朝町長 坂 出 雅 巳



昭和二十九年十月三十一日議決修正可決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



三 朝 町 表 彰 條 例

第一條 本町自治の振興民風、刷新町の公益、町民の福利増進に因して功勞又は善行があるを認めたるものはこの條例の定めるところによつてこれを表彰する。

第二條 表彰は功勞及び善行の二種とする。

第三條 功勞表彰は凡の各号の一に該当する者に対してこれを執行し、町議會決議であつて在職滿二十年以上又は町議會議員各補委員(公益によるもの)本町議會の選挙又は同意により選任されたものを通じて滿二十五年以上に至る者。

一 町長以下職員(以下「町職員」という)であつて在職滿二十年以上在職して功勞が顕著である者

二 消防長以下職員(以下「消防職員」という)であつて在職滿二十年以上在職してその功勞が顕著である者

三 町立学校長以下職員(以下「学校職員」という)であつて町内の学校にありて在職滿二十五年以上在職してその功勞が顕著である者

四 町の公益、町民の福利増進のため五十萬圓以上の金品を寄附し又は特に功勞が顕著である者

五 第一号乃至第四号に掲げる者でその年数に滿たない者であつても特に功勞が顕著である者

第六條 前條の功勞者であつてその功勞が卓越する者は特別功勞者として表彰する。

第七條 善行表彰は凡の各号の一に該当する者に対してこれを執行し、町議會決議であつて在職滿十年以上又は町議會議員各補委員(公益によるもの)本町議會の選挙又は同意により選任されたものを通じて滿二十五年以上に至る者。

もの本町職會の選挙又は同意により選任された者を通じて満十五年以上に至る者

二 町職員であつて満十年以上その職にある者

三 消防職員であつて満十年以上その職にある者

四 学校職員であつて町内の学校に在職し満十五年以上その職にある者

五 町民又は個人であつて専ら教育産業土木衛生消防等町の公益町民の福利増進に盡力し若しくはこれに努むる公務を助けてその業績が著大である者

六 団体又は個人であつて藝術科学体育等本町の文化振興に寄与してその業績が著大である者

七 町の公益のため五十以上の金品を寄附し又は奇矯行為があつたもの

八 篤行為であつて衆人の儀表となる者

九 第二号乃至第四号に規定する年数に満たないものであつても特にその成績が優良である者

第六條 第三條第五條の在職年数の中断する者はその前後を通算する

第七條 功勞表彰及特別功勞表彰は町職會の議決を経て褒状又感謝状に記念品と

併せて町長がこれを贈呈する

但し町長に命ずる場合は町職會議長の名を以て行う

第一條 第一号に該当する者に対しては記念品として銀杯一個を贈呈する

第二條 第二号第三号第四号に該当する者に対しては記念品として給料月

額の五割以内を贈呈する

第三條 第三号に該当する者は町に対しては記念品として銀杯一個を贈呈する

第四條 第四号に該当するものは町に対しては本條第三項を準用する

第五條 第五号に該当するものは町に対しては本條第三項を準用する

第六條 第六号に該当するものは町に対しては本條第三項を準用する

第六條 第四條に該当する者に対しは記念品として銀柱一組を贈呈する。
第七條 善行表彰は町長がこれを詮議し稟状又は感謝状に記念品を添えてこれを贈呈する。

第八條 町長に對する場合は所議會議長の名を以て行う。

第九條 第一号に該当する者に対しは木柱一組を贈呈する。

第十條 第二号乃至第四号及び第九号に該当する者に対しは第七條第三項の規定を準用する。

第十一條 第五條第五号第六号及び第八号に該当する者に対しは記念品は予算の範

圍内でこれを贈呈する。

第十二條 第五條第七号に該当する者に対しは花の通りとする。

第十三條 一 寄附金又は寄附物の価額 拾萬圓以上 木柱一個

二 同 拾萬圓以上 木柱一個

三 同 五拾萬圓以上 銀柱一個

第十四條 町に被表彰者を送る備えて表彰の都度業績を記載して永くこれを保存するものとする。

第十五條 一度表彰を受けたものであつても更にその事由が生じたときは兩度以上表彰することができる。

第十六條 この條例によつて表彰者とせられた者がその表彰を受ける以前に死亡したとき又は追彰せられたときはこれを遺族に贈呈する。

第十七條 この條例の施行に關し必要な事項は町長が別に定める。

第十八條 附則
1. この條例は公布の日から施行する。

2. 第三條第一号乃至第四号及び第五條第一号乃至第四号の規定する在取集

数には町村の廃置分合等により本町の区域内となつた旧村にありきそれ

ぞ小の在取集数を過算する

3. 前項の場合に於て町村の廢置分合等の時に既に本條例による表彰資格を

有する者(旧村にありてそれぞの表彰を受けたもの)を~~表彰~~同一の事由

に於いては前項の表彰を行はぬ